



昭和天皇とマッカーサー  
(1945 (昭和 20) 年 9 月 27 日)  
(毎日新聞社提供)



幣原喜重郎



幣原喜重郎内閣 組閣時の閣僚

前列左から、農相松村謙三、内相堀切善次郎、海相米内光政、首相幣原喜重郎、司法相岩田宙造、国務相松本烝治、外相吉田茂。後列左から、法制局長官檜橋渡、蔵相渋沢敬三、商工相小笠原三九郎、情報局総裁河相達夫、運輸相田中武雄、文相前田多門、厚相芦田均、陸相下村定、書記官長次田大三郎。〔『国民の歴史 第20巻／平和と民主主義』〕

## 憲法九条

### 日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## ○本書で論じる主要人物の略歴

昭和天皇 第一二四代天皇。御名裕仁、一九〇一（明治三四）年四月二九日東京の東宮御所で御誕生。二一（大正一

〇）年半年間の訪欧後父帝の摂政に御就任。二六年二月御踐祚、改元。二八年一月御即位。軍部の台頭と日中戦争の拡大に憂慮されつつも四一年十二月米英両国に対する宣戦詔書を御渙発。四五年八月ポツダム宣言受諾を御聖断。四六年三月「憲法改正草案要綱」を御聴許、新憲法において御自身が日本国と日本国民統合の象徴になられることを御決断される。翌四七年五月の日本国憲法施行後は国事に精励されるかたわら生物学の研究を深められた。八九（昭和六四）年一月七日崩御。

マッカーサー MacArthur, Douglas 米国軍元帥、連合国軍最高司令官。一八八〇年、米国アーカンソー州リトルロックに生まれる。陸軍士官学校卒。第一次世界大戦に州兵師団を指揮。陸士校長の後、参謀総長就任。三五年軍事顧問としてフィリピンに赴任。四一年フィリピン米軍司令官、大将。四二年、マニラ陥落と共にオーストラリアに逃れ、米英豪蘭連合軍総司令官に就任し、対日反攻作戦を指揮。四四年元帥。四五年より連合国軍最高司令官として日本の占領政策を指揮。五一年トルーマン大統領から最高司令官を解任され帰国。共和党大統領候補となるも指名投票で敗れた。一九六四年逝去。

幣原喜重郎 第四代内閣総理大臣。第四十代衆議院議長。一八七二（明治五）年大阪府北河内郡門真村大字門真（現、大阪府門真市一番町）生まれ。大阪中学校、第三高等中学校、東京帝国大学法科大学卒。九六年外務省入省。一九一九年駐米大使。二一年ワシントン会議に全権委員として参列。二四年以降三二年まで外務大臣を五度務める。四五年十月、内閣総理大臣就任、マッカーサーと交渉しつつ戦後改革と憲法改正に尽力。四六年四月内閣総辞職、翌月吉田内閣に国務大臣として入閣。四七年衆議院議員に当選、四九年衆議院議長。五一年議長職のまま急逝。

## はじめに

近現代日本史の最大の謎の一つが、日本国憲法第九条の発案者はいったい誰なのか、という問題である。

憲法九条は、戦争の放棄と戦力の不保持、国の交戦権の否認という、その当時の国の憲法にも謳われていなかったエポックメイキングな条文であった。

この条文がどうしてできたのであろうか？  
まずは、一般に知られている成立の経緯を概説しよう。

今から七二年前、今年と同じ戊午だった一九四六（昭和二一）年の二月一日。前年八月の太平洋戦争の降伏によって連合国の占領下にあった当時の日本において、時の幣原喜重郎内閣（しでばら）が設置した憲法問題調査委員会（委員長・松本丞治国務大臣）が起草した憲法改正試案の一つ（「憲法問題調査委員会試案」）を毎日新聞がスクープした。

その試案は、新聞上でも「あまりに保守的、現状維持的なものにすぎない」（「毎日新聞」、同年二月二日）と批判されたように戦争放棄を定める条文など一切無い、大日本帝国憲法（以下、

帝国憲法」と代り映えがしないものだった。

ところが、翌月の三月六日、政府は突如として「憲法改正草案要綱」を発表、それが翌七日の新聞に掲載される。この「憲法改正草案要綱」は、現行の日本国憲法の草案となったものであり、憲法問題調査委員会の改正試案とは全く異なる思い切った改革案だった。草案に盛り込まれた憲法の基本原理の中で特に国民が驚いたのは、象徴としての天皇、国民主権、基本的人権の尊重、そして戦争の放棄だった。

国民の中には、意外の感を抱く者や内容に懸念を感じる者もいたが、圧倒的多数の国民は、この新しい「憲法改正草案要綱」を歓迎した。

日本の占領政策を進めていたGHQ/SCAP（連合国軍最高司令官総司令部）のトップである連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは直ちに「予が全面的に承認する新しい進歩せる憲法を日本国民に提示せんとする天皇ならびに日本政府の決定について本日発表し得る事に深く満足している」という声明を発表する。

そのため世の人々は、わずか一ヶ月の間にどうして、憲法問題調査委員会が作成した保守的な草案が葬り去られたのか、三月六日の「憲法改正草案要綱」はいったい誰が作ったものか、その真相を知りたがった。しかし、このことは一切秘密に伏されていた。

そして、新しい「憲法改正草案要綱」は、帝国議会で審議されて幾つかの点が修正可決され

た上、枢密顧問（帝国憲法下での天皇の政務上の最高顧問官）の諮詢を得て帝国憲法の改正案として決定される。これを昭和天皇が裁可されて一九四六（昭和二一）年十一月三日、日本国憲法として公布され、翌一九四七（昭和二二）年五月三日に施行された。

その後の経緯を述べよう。

新憲法施行の二年後の一九四九（昭和二四）年一月、米国内務省が「対日講和条約について検討中」と言明し、占領下の日本国内で講和論争が巻き起こる。

同年、アメリカ合衆国においてGHQが日本占領の初期三年間に関する報告書「日本政治の再編成 一九四五年九月～一九四八年九月」（*Political Reorientation of Japan - September 1945 to September 1948, Report of GOVERNMENT SECTION Supreme Commander for the Allied Powers*）を公表する。

その報告書には、日本国憲法の成立事情が記されており、一九四六年二月に政府の憲法問題調査委員会がGHQに提出した試案（憲法改正要綱）が破棄されて、同年三月に「憲法改正草案要綱」が発表された経緯が述べられていたのである。

その経緯とは次の通りである。

「毎日新聞」が同年二月一日にスクープした日本側の憲法問題調査委員会試案の内容を知った

G H Qは、それが形ばかりの改正案だとして拒否し、その上でG H Qは自ら、マッカーサーの指示による重要な三点（いわゆる「マッカーサーの三原則」）に基づいて憲法の草案を作成し（G H Q草案）、日本政府に新憲法の勧告案として提示した。その勧告案を和訳したものが「憲法改正草案要綱」だった、というものであった。

このような驚くべき真相を記した「日本政治の再編成」の概要は、翌一九五〇（昭和二五）年一月一日の「ニッポン・タイムズ」に村田聖明記者によって紹介されて国内でも知られるようになった（西修『日本国憲法はこうして生まれた』二二六―二二七頁）。

ここでいう「マッカーサーの三原則」（「マッカーサー・ノート」）については本文で詳しく説明するが、その第二項目に憲法第九条の元となった日本の戦争の放棄が述べられていた。

ちょうどその年（一九五〇年）の秋、日本政府がG H Q草案を受け入れた当時の総理大臣であり、その後新憲法の下で衆議院議長に選出されていた幣原喜重郎の口述による回顧録が「読売新聞」の朝刊に連載された。

その回顧録で幣原は、憲法九条となった戦争の放棄と軍備の全廃は、日本人の意思に反してG H Qから強いられたものではなく、幣原自身の信念によるものである、と明快に述べた。

ところが、その幣原は、それからまもなく急逝してしまう（一九五二年三月逝去）。彼の「読売新聞」上の回顧録が『外交五十年』という書籍として出版される一か月前であった。



そして、幣原が逝去した一九五一（昭和二六）年の九月八日、日本は、サンフランシスコ講和会議で連合国四五カ国と平和条約を締結して国際法上締結国と続いていた戦争状態を終結し、主権を承認されて独立を回復する。

独立回復以降は、日本国内でも新憲法の成立事情について明らかにし、憲法を再検討しようとする動きが起こった。

一九五四（昭和二九）年には、前述のGHQ草案が印刷されて自由党や改進黨の憲法調査会で配布された。

また、当時の日本側の憲法草案策定の責任者だった松本烝治が首相官邸で日本国憲法成立の真相を講演、その速記録も発表された。

このような経緯で、日本国憲法がGHQ草案を元につくられたという憲法の成立過程の概要が明らかになった。

しかし、問題は憲法九条である。

戦争の放棄は、「マッカーサー・ノート」の第二項目に記載されているので、それだけをみれば、憲法九条の発案者はマッカーサーとなる。

しかし、既述のとおり、幣原喜重郎は自著『外交五十年』で、戦争の放棄と軍備の全廃は自

分の信念によるものと明言している。

いったいどちらが正しいのだろうか？

一九五一年、日本の独立が回復した当初は、同年に幣原の『外交五十年』が刊行されたこともあり、憲法九条の発案者は幣原であるという幣原説が多く唱えられた。しかし、その後、日本国憲法の成立過程の詳細が明らかになっていくにつれて、九条の発案者はマッカーサーであるというマッカーサー説の立場に立つ人が多くなっていく。

そして現在は、多くの論者が、憲法九条の発案者はマッカーサーであるとしている（たとえば、松尾尊兌『集英社版 日本の歴史<sup>②①</sup> 国際国家への出発』四九頁）。

しかし、はたして本当にそうなのだろうか。

憲法九条の発案者が誰かという議論は、主として憲法の研究者による、憲法史的な知見に基づいて行われている。

しかし、その観点だけでは真実を明らかにするのに不十分であろう。

なぜなら、日本国憲法が公布された一九四六年は連合国軍による占領期である。日本政府の代表である幣原喜重郎内閣総理大臣は、連合国軍最高司令官のマッカーサーを相手に、日本国と昭和天皇のために命懸けで外交交渉を行った占領期に最も活躍した外交官の一人でもあった。し

たがって、外交や外交史、国内外の政治史上の知見による分析も必要になるのである。

そこで本書では、憲法史に加えて、幣原喜重郎の外交思想や外交スタイルの分析、さらには政治史や国際政治理論の知見も含めて、憲法九条の発案者の謎に迫りたい。

昨年（二〇一七年）の憲法記念日に、安倍晋三首相が自由民主党総裁として、憲法改正を求める集會にビデオメッセージを寄せて、「二〇二〇年を（憲法九条の改正も含めた）新しい憲法が施行される年にしたい」と述べた。さらに、一〇月二二日の衆議院選挙では、憲法九条の改正が初めて本格争点となり、自公与党が改めて衆参両院の三分の二を上回った。そして、衆院選の当選者の実に八二%が改憲に賛成姿勢を示したという分析結果も発表された（「朝日新聞」二〇一七年十月二三日）。

そのような政治情勢を受けた今年（二〇一八年）一月四日、安倍首相は新年の記者会見で「今年こそ新しい時代への希望を生み出すような憲法のあるべき姿を国民にしっかりと提示する」と述べた。同記者会見を解説する新聞によれば、首相官邸は今年後半の憲法改正発議をめざすという。そうすれば、来年四月三〇日の今上天皇の御退位と翌日の新天皇の御即位の前、すなわち来年冒頭までに憲法改正の国民投票ができるとの考え方である。

そして本日、今年の憲法記念日に開かれた改憲派集會に寄せたビデオメッセージでも、安倍

首相は「いよいよ私たちが憲法改正に取り組むときが来た」と表明した。

衆議院議員の八割以上が改憲に賛意を示し、憲法九条を中心とする憲法改正の国民投票が早ければ来年にも見込まれる現在、九条を改正すべきと主張する人も、改正すべきでないと言張する人も、憲法九条とは日本人と日本国にとって一体何なのかということを理解する必要がある。そして、その理解のためには、憲法九条が誰によって、どのような意図によって発案されたのかを知る必要がある。

それを知ることが憲法九条とは何なのかの理解につながり、そのような知的作業を通して、本当にそれは改正すべきものなのか、そうではないのかの判断ができるであろう。

本書が皆様のその知的作業に対してたとえわずかでも貢献できれば、筆者としてこれ以上嬉しいことはありません。

二〇一八年五月三日

著者

マッカーサーと幣原総理  
— 憲法九条の発案者はどちらか —

---

目次

日本国憲法 第九条	.....	iii
はじめに	.....	v
序章 憲法九条の発案者に関するマツカーサー説と幣原説、意気投合説	.....	3
マツカーサー説の根拠	4	
幣原説の根拠	7	
幣原説に対する反論	9	
マツカーサーと幣原の意気投合説	10	
当事者の二人は共に幣原発案説を主張	11	
その他の発案者説	12	
第一章 「マツカーサーの三原則」のミステリー	.....	13
「マツカーサーの三原則」とは何か	14	
部下のケーデイスが勝手に削除した「自衛戦争の放棄」	16	

マッカーサーの「II原則」とGHQ草案の相違点	18
GHQ草案と日本国憲法との相違点	19
GHQ草案と日本国憲法に盛り込まれた東洋的な思想	22
「マッカーサーの三原則」に反したGHQの憲法草案の不思議	23
「マッカーサーの三原則」の要点は、天皇の地位と戦争放棄と華族の非政治権力化	26
「マッカーサーの三原則」は「原則」ではなく「希望事項」だった	28
「憲法研究会案」と民政局による日本国憲法GHQ草案の策定	30
第二章 マッカーサーがGHQ草案の採用を日本政府に求めた理由	33
『芦田均日記』に記録されたマッカーサーと幣原の会話の内容	34
極東委員会	36
マッカーサーに届いた極東委員会の「実に不愉快な」討議に関する報告の内容	39
「世界が必ず日本の真意を疑」う松本案	41
幣原が閣僚に説明したGHQ草案に関するマッカーサーの意図	45
GHQ側の資料による裏付け	47
幣原の枢密院におけるGHQ草案の説明	49

極東委員会の反発と承認 50

第三章 マッカーサーと幣原喜重郎の芝居……………53

『芦田均日記』に記された幣原の芝居 54

第一次世界大戦と「国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争」の放棄を定めた不戦条約 56

不戦条約と幣原外相 59

不戦条約と東京裁判とフィリピン憲法 60

マクマホン・ボールの日記に記されたマッカーサーの芝居 62

反日感情を背景とするオーストラリアの天皇制廃止の主張 64

マッカーサーのボールに対する説明が芝居だった傍証 66

第四章 憲法九条のフィリピン憲法起点説は議論上の「都市伝説」だった……………69

フィリピンの一九三五年憲法 70

フィリピン憲法の戦争放棄の条項はスペイン国憲法がモデル 72

スペイン憲法とフィリピン憲法の戦争放棄条項のモデルは不戦条約 74

フィリピン憲法の条文と異なるGHQ草案の用語 75



第五章 マッカーサーの「三原則（希望事項）」のⅡの「戦争の放棄」は

幣原の発案だった……………

マッカーサーが考えるはずのない自衛戦争の放棄 78

敗戦国ドイツとイタリアの戦後憲法の戦争の放棄条項 80

イタリア憲法 81

ドイツ憲法 82

日本国憲法GHQ草案における「自衛権・交戦権峻別論」 85

「現在の世界に勃興している、国家の防衛とその保護のためのより高い理想」は当時のマッカーサーの国  
際情勢に関する認識とは異なる 86

逝去直前の幣原からの聞き取りをまとめた「平野文書」の存在 91

幣原が語った真相 92

朝鮮戦争勃発前のマッカーサーの憲法九条幣原発案発言 98

憲法九条は幣原が提案したと明言したマッカーサー書簡が発掘された

第六章 一九四六（昭和二一）年一月二四日 近現代日本史の分水嶺	105
『マッカーサー回顧録』における記述	108
ペニシリンと戦争放棄条項提案のためらい	110
一九四六年一月二四日幣原提案説に対する反論について	113
昭和天皇の「人間宣言」詔書の起草者はだれか？	115
幣原が「人間宣言」詔書渙発と同時期に考えた新憲法における「天皇の人間化」と	
戦争放棄条項	121
幣原が憲法のGHQ草案に対して反対したのは、象徴天皇制に対してであった	123
一九四六年一月二四日の幣原マッカーサー会談が憲法一条と憲法九条を生んだ	126
第七章 幣原の外交理念と外交スタイル	135
幣原の外交理念	136
幣原の協商主義・反同盟主義	144
経済外交と憲法九条	147
幣原の外交手法―秘密交渉主義・反国際会議主義―	148

幣原個人の性格——正直、意気を感じる性格——	153
<b>第八章 天皇の退位報道とGHQの態度硬化</b> ……………	157
最初は日本案と妥協の余地ありと認識されたGHQ草案	158
GHQが憲法草案を極端に急がせる契機となった天皇退位に関する新聞記事	159
イタリア王国 国王の退位と王政の廃止、イタリア共和国憲法の成立	166
一九四六年総選挙と険悪な社会情勢——もし「憲法改正草案要綱」が遅れたら どうなっていたか	170
<b>第九章 国際政治理論による憲法九条発案者の検証</b> ……………	175
外交史研究と国際政治理論研究の統合の必要性	176
「因果的推論」	178
「反実仮想法」	179
「反実仮想法」による憲法九条幣原発案説の検証	181
憲法九条の発案者をマッカーサーと幣原以外の人物とする説について	183
憲法九条白鳥敏夫発案説と吉田茂の関与説について	184

第一〇章 原子爆弾と憲法九条の発案	189
〔附録〕幣原喜重郎『外交五十年』（読売新聞社版）より	194
おわりに	203
主な参考資料	207
索引	221

マツカーサーと幣原総理

— 憲法九条の発案者はどちらか —



序章

憲法九条の発案者に関するマツカーサー説と幣原説、意気投合説

本論の前に、憲法九条の発案者に関して従来から主張されてきた三つの説の主な根拠を紹介したい。三つの説とは、九条の発案者がマッカーサーだとする説、幣原だとする説、そして、両者が意気投合してできたという説である。

### マッカーサー説の根拠

マッカーサー説の第一にして最大の根拠は、一九四六年二月三日にマッカーサーがGHQ民政局に日本国憲法の草案を作成するよう指示した際に示した「マッカーサーの三原則」の中に憲法九条に直接つながる戦争の放棄と戦力不保持、交戦権の否認の内容が盛り込まれていることである。この説に関しては、第一章で詳細に論じたい。

第二の根拠は、憲法九条に関してマッカーサーと幣原の間に交わされたとする会話の内容を記録した日記類である。

その日記類は二つある。

まずは、幣原内閣において厚生大臣だった芦田均の日記である。

憲法問題調査委員会の委員長であった松本烝治国務大臣や吉田茂外務大臣ら日本政府の代表に対してGHQが、自ら起草した憲法草案を手交したのは一九四六年二月一三日であった。そし



て、そのことが松本大臣によって閣議ではじめて報告されたのは、六日後の二月一九日だった。その閣議の結論として、首相の幣原がマッカーサーにGHQ草案の主旨を確認することになったので、二日後の二月二一日に幣原とマッカーサーの会談が行われた。その会談の内容は、翌二二日の朝の定例閣議で幣原が報告する。

芦田均のその二二日付の日記には、同閣議で幣原が報告したマッカーサーとの会談の内容が書き残されており、それによれば、二人の会談では主に次のようなやりとりがあった。

マッカーサーが幣原に、「日本の為に凶るに寧ろ第二章（戦争放棄条項）の如く国策遂行の為にする戦争を放棄すると声明して日本がモラル・リーダーシップを握るべきだと思ふ」と述べたところ、幣原はこの時語をはさんで「リーダーシップと言はれるが、恐らく誰もフォロワーとならないだろう」と言った。マッカーサーは、「フォロワーが無くても日本は失う処はない。之を支持しないのは、しない者が悪いのである」と述べた、と（『芦田均日記』第一巻 七九頁）。

このように芦田日記には、戦争放棄を主張するマッカーサーに対して幣原が反論したことが記録されているから、憲法九条の発案者が幣原のはずがないとされ、同日記は、マッカーサー発案説の重要な論拠とされたのである（古関彰一『憲法九条はなぜ制定されたか』一五～六頁、西

修『日本国憲法はこうして生まれた』二〇八頁、等)。

もう一つの日記は、当時、連合国対日理事会(ACJ)の英連邦代表として東京に滞在していたオーストラリア人のマクマホン・ボールの日記である。

マクマホン・ボールの日記の一九四六年六月二五日の項の最後に、ボールがオーストラリアのエヴァット外相宛に送信した電報の内容の記載があり、その中に、マッカーサーと幣原との会話の内容についてマッカーサーからボールが直接聞いた話が報告されていた。

それによれば、幣原がマッカーサーに憲法の戦争放棄の主旨について「どのような軍隊なら保持できるのですか」と質問したところ、マッカーサーは「いかなる軍隊も保持できない」と語り、それに対して、幣原は「戦争放棄ということですね」と確認した。マッカーサーは幣原に対して「そうです。あなたがたが戦争を放棄すると公言すれば、そのほうがあなたたちにとって都合だと思えますよ」と答えた、というのである(アラン・リックス編『日本占領の日々―マクマホン・ボール日記―』六六頁)。

このボールの日記の日本語翻訳本は一九九二年に刊行されたために、憲法九条マッカーサー発案説に対する近年の有力な根拠となる(松尾前掲書 四九頁)。

第三の根拠は、戦争の放棄を謳った憲法九条が一九三五年に制定されたフィリピン共和国憲法の記述に類似しており、それが成立した当時、マッカーサーは軍事顧問としてフィリピンに赴

任していたことから、憲法九条の発想は、マッカーサーのフィリピン憲法に関する知見を起点とする、というものである（古関『日本国憲法の誕生』一三三頁、等）。

右の三つの根拠に対しては、今までこれを覆す議論はほとんど無い。そのために、多くの人がこれらを抛り所として憲法九条マッカーサー発案説を支持しているのである。

### 幣原説の根拠

一方、幣原説の根拠は主に三つある。

まずは、「はじめに」で紹介した彼の口述回想録である『外交五十年』の記述である。

そこでは、幣原は明白に、「戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなればならない」ということは「彼自身の「信念からであった」と述べる（幣原『外交五十年』二一九頁、中公文庫）。

第二の根拠は、マッカーサー自身が後年、憲法九条は幣原の発案である、と述べていることである。

これに関しては、主な文書が二つ残っている。

一つは、彼がアメリカへ帰国した直後の一九五一年五月五日に、アメリカ上院の軍事・外交

合同委員会で証言した証言録である（『極東の軍事情勢 軍事委員会と外交委員会の事前公聴会 米国上院、第八二議会第一セッション』(MILITARY SITUATION IN THE FAR EAST, Hearings Before The Committee On Armed Services And The Committee On Foreign Relations, United States Senate, Eighty-Second Congress First Session)』）。

もう一つは、マッカーサーが晩年に執筆に取り組んで、逝去した一九六四年に刊行された回顧録である（ダグラス・マッカーサー／津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録』）。

第三の根拠は、幣原が、彼の友人の枢密顧問官・大平駒槌に語った一九四六年一月二四日のマッカーサーとの会談の内容といわれているものである。その話は、大平が娘の羽室ミチ子に語り、羽室はそれをメモに残し、「羽室メモ」として今に伝わっている。

しかし、この「羽室メモ」は原本が公開されておらず、その内容も、「(幣原がマッカーサーに)世界中が戦力をもたないという理想論を始め戦争を世界中がしなくなる様になるには戦争を放棄するという事以外にないと考えたと話し出したところがマッカーサーは急に立ち上がって両手で手を握り涙を目にいつばいたためその通りだと言いつい出したので幣原は一寸びつくりした」という部分が主に伝わっているだけである（古関『憲法九条はなぜ制定されたか』六〇七頁）。そのため、その内容は、幣原が自分の理想を語ったものなのか、新憲法に入れるべき条文を述べたのか不明瞭である。

### 幣原説に対する反論

この幣原発案説については、多くの厳しい反論がある。その最たる批判者が誰であろう、幣原本人の長子である故幣原道太郎氏である。

道太郎氏による憲法九条幣原発案説批判の要旨を端的に述べれば、幣原説の第一の根拠の『外交五十年』は、占領下における著作物であるから、幣原はGHQに配慮して心にもないことを述べただけだとする。その証拠に、幣原の友人の故柴垣隆氏の随筆集『大凡荘夜話』には、柴垣氏に幣原が『外交五十年』の原稿を指しながら、自分はこの原稿で「日本国民の恭順を米国に示し、米国民の心をやはらげるために心にもないことを書いた」と語ったとの記述があることを示す。第二のマッカーサーの証言は、マッカーサーが「死人に口なし」を利用したもので、つまり、マッカーサーは朝鮮戦争を契機に日本に再軍備を命じたので、憲法九条の発案者が自分だと都合が悪いから、それを既に亡くなった幣原に押し付けたのだ、というものである。また、第三の「羽室メモ」は、幣原は憲法の話ではなくて単に自分の理想を語っただけだ、というのである（以上、幣原道太郎「憲法第九条を強要された父・幣原喜重郎の悲劇——「羽室メモ」をめぐる謎」『週刊文春』四七〜五四頁、昭和五六年三月二六日号）。

道太郎氏の反論はそれなりに筋が通っている。特に第三の「羽室メモ」については、現在主に公表されている部分を見れば、道太郎氏の主張の方が妥当と思われる。

さらに、幣原内閣の閣僚を務めた人たちの中に幣原が発案したはずがないという証言がある。幣原は当時、軍備を認めた「憲法改正要綱」（松本案）を承認していたからというのが理由である。また、先に述べた芦田日記の一九四六年二月一九日の閣議の記録にも「三土（忠造）内相、岩田（宙造）法相は、総理の意見と同じく『吾々は之（GHQ草案）を承諾できぬ』と言った」とある（前掲『芦田均日記』①七七頁）。この記述から幣原総理もGHQ草案を承諾できないとする立場だったことが分かるから、憲法九条の発案者が幣原のはずがないとするのである（古関『憲法九条はなぜ制定されたか』一四頁、他）

### マッカーサーと幣原の意気投合説

一方、二人の意気投合説という折衷説のような説もある。

幣原は前々から非戦、非武装の考え方を持っており、マッカーサーと話しているうちに彼の理想がマッカーサーを感動させて、それが契機となってGHQ草案に戦争放棄が規定されることになった、というものである。この意気投合説は、幣原首相の秘書官だった岸倉松や当時外相